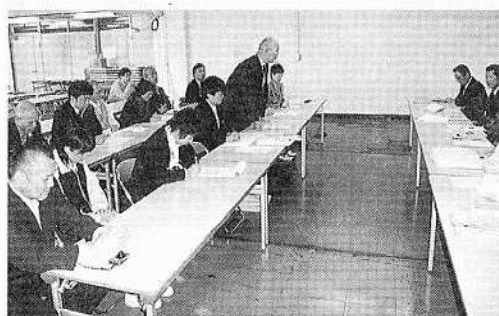


## 要請項目と県からの回答（要旨）



県社保協（左側）の対県交渉＝11月28日、県庁

### 1. 介護保険制度について

1) 第4期介護保険事業支援計画に、地域の利用者・高齢者の生活実態や要求を反映してください。

**長寿社会課** 現在、各市町村が計画づくりをおこなっており、それが地域実態を反映したものとなるよう、必要に応じて助言しています。

2) 県内で五千人以上が特別養護老人ホームへの入所を待っている状況に見合った、安心して住める特養ホームの建設を促進してください。

**長寿社会課** 地域の実情を踏まえた整備ができるよう、必要に応じて助言しています。

3) 介護職員の給与・労働条件の改善と大幅な増員のため、県独自に事業所へ助成してください。

**長寿社会課** 県独自の助成は考えていません。

4) 介護報酬引き上げ、人員配置基準見直しを国に要望してください。

**長寿社会課** 人材の安定的な確保に向けた報酬体系の見直しについて、国に要望してきました。今後も、人員基準や報酬等について、介護サービスのニーズや課題等を踏まえ、必要に応じて国に要望します。

5) 保険料・利用料・居住費・食費負担を軽減し、サービスの利用制限をなくして、必要な介護を適切に受

けられるように、県独自に助成してください。制度改善を求める意見書を国にあげてください。また、独自の軽減策を講じるよう、市町村に働きかけてください。

**長寿社会課** 介護保険制度には低所得者への軽減があり、県独自の助成は考えていません。市町村は独自に軽減策を講じることが可能です。

6) 介護保険改定に向けて、保険料を引き上げないよう市町村に働きかけてください。

**長寿社会課** 適切な介護サービス量の見込みや準備基金の取り崩しなどにより、適正な保険料の算定がおこなわれるよう、助言しています。

### 2. 国民健康保険について

1) 県内では千三百世帯以上に資格証明書が発行されています。少なくとも県が医療費を無料化している子どもや重度障がい者のいる世帯、ひとり親家庭などには資格証明書を発行しないよう、市町村を指導してください。

2) 県内では約一万四千世帯に短期保険証が交付されています。滞納世帯数に占める資格証明書・短期保険証の発行数の割合は47%で、47都道府県中7番目の高さです。収入が少なくても国保料が払えない人たちや子ども、高齢者、障がい者、慢性疾患患者には正規の保険証を発行するよう、市町村を指導して下さい。

**国保援護課** これからも一律機械的に対応することなく、個々のケースに対応し、実情を踏まえて対処するよう助言します。児童・障害者には資格証明書は交付していません。

3) 医療費窓口負担について、国民健康保険法44条に基づき、支払い

が困難な人を対象にした減額、免除等の取扱要綱を作成するよう、市町村に働きかけて下さい。

**国保援護課** 市町村に対し適切に助言しています。

4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、滞納の有無に関わりなく交付するよう、市町村に助言してください。

**国保援護課** 70歳未満の高額療養費自己負担限度額の認定証については、個々の実情を踏まえて対処するよう助言しています。70歳以上の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は滞納に関わりなく交付しています。



### 3. 地域医療の充実のために

1) 県立病院は県直営を維持してください。

**県立病院経営企画室** 救急救命医療や周産期母子医療などの政策医療の提供という使命を果たすことを前提に、より自主的で柔軟な業務運営が可能となることや、職員が公務員である方が安心感が得られるという県民の声があることなどに配慮して、「特定地方独立行政法人」が最もふさわしいと判断しました。

2) 自治体が公立病院の存続を望む場合には、意向を尊重してください。

**医務課** 公立病院の再編・ネットワーク化は、病院の統合・廃止を前提としてはいません。本年を目途に、再編・ネットワーク化構想を取りまとめます。

3) 療養病床を削減せず、地域の関係機関の意向を反映しながら整備してください。

**医務課** 療養病床の転換等に当たっては、医療機関の意向を尊重することを基本とし、介護保険施設等へ転換する場合の国の支援策等について助言することなどにより、医療機関自らの判断を促し、計画の目的が達成できるよう努めます。

4) 医師、看護師を確保するため、いっそう努力してください。

**医務課** 医師等の不足の深刻化に鑑み、よりいっそう積極的な取り組みを進めます。

### 4. 生活保護について

生活に困窮していればだれでも生活保護を受ける権利があるということを周知するポスターを、福祉事務所や県庁・市町村役場、図書館、公共施設などに掲示するとともに、だれでも手に取れるところへ申請書を設置してください。

**児童家庭課** 福祉全般について、福祉事務所が相談窓口となっていることは、各市町村等で広報しています。

### 5. 後期高齢者医療制度について

1) 後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に要請してください。

**国保援護課** 現在、制度の見直しを検討されているので、国に対し必要な要望はしたいと考えています。

2) 保険料を減額・免除するために、県から県後期高齢者医療広域連合へ補助金を出してください。

3) 前項と同様の補助金を出すように、市町村へ働きかけてください。

4) 群馬県太田市のように、敬老祝い金を75歳以上の人たち全員に支給することも含めて、保険料の負担軽減を図ってください。

**国保援護課** 保険料の軽減のために国、県、市町村も高額医療費に対する支援や低所得者等の保険料の軽減分の補填等を予算計上しています。75歳以上の健康診査に対しては、県独

自の補助金を予算計上しています。

6. 子どもの医療費助成制度について、対象を通院、入院とも中学3年生までに拡大してください。

**児童家庭課** 4月1日から窓口無料化を開始しました。当面は制度の円滑な運用や定着を図ります。対象年齢の拡大については、窓口無料化の効果を検証の上、市町村と十分に協議するなかで検討したいと考えます。

### 7. 妊婦健診について

厚生労働省が「望ましい」としている14回分の公費負担に向けて、県から助成してください。また、市町村に働きかけてください。

**健康増進課** 平成19年7月から（県内）すべての市町村で、従来の2回から5回以上に回数を増やしました。公費負担の更なる拡大については、財政措置を国へ要望しています。

8. 68、69歳を対象にした県高齢者医療費助成制度を存続し、対象を74歳までに広げてください。

**国保援護課** 国の動向を注視するとともに、行政改革を推進する観点からさらに検討します。助成対象者を74歳まで拡大することは、医療費適正化をめざす国の制度改正の主旨に照らし、適切ではないと考えます。

9. 障害者自立支援法の応益負担を見直すよう国に求めるとともに、県独自に軽減策を講じてください。

**障害福祉課** 利用者負担について、全国知事会等を通じて国に要望してきましたが、「平成21年度国の施策及び予算に関する提案・要望」の中で、特別対策や緊急措置を踏まえた利用者負担等の抜本的な見直しを国に対して要望しています。国が制度全般にわたる見直しをしていることから、その動向を十分に注視していきます。